

入 札 説 明 書

児童相談所業務における A I の技術開発の
在り方に関する検討事業業務一式

こども家庭庁支援局

この入札説明書は、本件調達に係る一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が会計法及び本件調達に係る入札公告のほか、本件契約に関し熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

契約担当官等

支出負担行為担当官

こども家庭庁支援局長 吉住 啓作

2 調達内容

(1) 調達案件

児童相談所業務におけるA I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札者は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務運営の具体的な方法、質の確保の方法等に関する書類（以下「総合評価に関する書類」という。）を提出しなければならない。

② 入札者は、仕様書等に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札後に書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 以下の各号のいずれかに該当する者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する「自己申告書」（別紙—7）を提出しなければならない。

① 内閣府から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

② 過去1年以内に内閣府所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(3) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - ② 経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) デジタル領域（AI）に関する調査研究を行った実績があること。また、児童相談所 に関する知見があること。
- (6) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- なお、この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する「競争参加資格等に係る申立書」（別紙一 8）を提出しなければならない。
- また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応すること。
- ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険
- ※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (7) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。
- (9) 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。入札に

参加した者が、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

4 入札説明会の取り扱い及び入札書の提出場所等

入札は、紙による入札とする。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 質問書の提出方法

本入札に関する質問は以下により提出すること。

なお、質問に対する回答は、入札説明書受領者に令和7年5月15日

(木) までに回答する。

- ・質問書様式：任意

- ・質問書提出期限：令和7年5月14日（水） 17時00分

- ・質問書提出について

原則、電子メールにて照会することし、件名は「児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式に係る疑義照会について」とすること。

- ・電子メールアドレス： gyakutaiboushi.hogo@cfa.go.jp

- ・担当：こども家庭庁支援局虐待防止対策課 田口

(2) 入札書の提出

① 入札書の受領期限

令和7年5月20日（火） 17時00分 必着

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階
こども家庭庁支援局虐待防止対策課（担当：田口）

電話 03-6859-0114

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙ー1の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（こども家庭庁支援局長）及び「令和7年5月28日開札〔児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式 入札書在中〕と記載しなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和7年5月28日開札〔児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務〕一式 入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には氏名等を記し、②宛に入札書の受領期限までに到着するように送付する必要がある。

また、電信、電話、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

なお、開札結果の通知をメール又は電話で行うので、開札結果の通知先（担当者、メールアドレス、電話番号等）を記載した書類（任意様式：名刺でも可）を必ず同封すること。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙―６）、自己申告書（別紙―７）及び競争参加資格等に係る申立書（別紙―８）を提出しなければならない。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時までに別紙―２様式による委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時

日 時：令和７年５月２８日（水） １４時００分

(2) 開札時における注意点

① 開札は、入札者又はその代理人の立ち合いはせず、入札事務に関係ない職員の立ち会いのもと実施する。

② 開札結果については、入札者にメール又は電話等により通知する。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札に伴う入札書の提出については、入札結果と併せて連絡する。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類及び総合評価のための書類を令和7年5月20日（火）17時00分（必着）までに前記4(2)②宛に提出しなければならない（入札者が受領の確認をする必要がある。）。
- ② 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から前記①の書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格確認書類及び総合評価に関する書類

- ① 提出書類及び部数は、別紙—3のとおりとする。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された書類の返却、差替え（書類の追加含む。）及び再提出は認めない。
- ④ 支出負担行為担当官は、提出された書類を提出者に無断で目的以外に使用しない。
- ⑤ 虚偽又は不正の記載をしたと判断される書類は、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

- ① 本入札説明書4に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等の要求要件の項目の最低基準を満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。
- ② 総合評価の数値が最も高い場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価の数値が最も高い者を落札者とする場合がある。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 開札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 総合評価において評価した性能等については、契約書にその内容を記載する。

(6) 支払条件

別紙—5の委託契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(7) 賃上げを実施する企業等に対する加点措置

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額等を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙—9又は別紙—10）（以下「表明書」という。）により表明した場合、加点することとしている。

また、表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに契約締結時に指定することも家庭庁支援局虐待防止対策課（以下「こども家庭庁担当課」という。）へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は別紙—9又は別紙—10裏面の（留意事項）を確認すること。

II 総合評価に関する事項等

1 調達の仕様

仕様書のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

評価基準書のとおりとする。

3 総合評価の方法

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別添の評価基準票に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

(2) 評価基準票に基づき項目毎に評価した技術点が、各委員の平均で6割を満たしていない技術提案書については不採用とする。

(3) 入札価格に対する得点配分と、技術等に対する得点配分は、価格点1に対し、技術点2とする。

(4) 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

(5) 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申し込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

4 提出書類の提出期限、場所、部数及び方法

(1) 提出期限

令和7年5月20日（火）17時00分 必着

(2) 提出場所

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング20階
こども家庭庁支援局虐待防止対策課（担当：田口）

(3) 提出書類の書式

別紙—4の書式により作成すること。

(4) 提出部数

7部（詳細は別紙—3のとおりとする。）

(5) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）による提出を基本とすること。

（入札者が受領の確認をする必要がある。）

5 検査等

(1) 落札者が提出した総合評価に関する書類に記載されている内容は、全て納入検査の対象とする。

(2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した総合評価に関する書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、損害賠償を請求する場合がある。

6 仕様書等の疑義

仕様書に関して疑義があり、説明を求めようとする場合は、下記照会先に照会すること。

【照会先】

〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20 階
こども家庭庁支援局虐待防止対策課（担当：田口）
電話 03-6859-0114

Ⅲ 契約関係書類の真正性について

- 1 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- 2 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を聴取する場合があります。
- 3 契約関係書類の真正性を確保するため、担当者等の名刺（社員証の写しでも可）を提出すること。

入 札 書

¥

(税抜き)

件 名 : 児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業
業務一式

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

委 任 状

私は、
(住所)

(氏名) を代理人と定め、下

記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討
事業業務一式

年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

競争参加資格確認関係書類及び総合評価に関する書類について

1 競争参加資格確認関係書類

(1) 提出資料

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 委任状（別紙—2）（※代理人が入札する場合は必要）
- ③ 誓約書（別紙—6）
- ④ 自己申告書（別紙—7）
- ⑤ 競争参加資格等に係る申立書（別紙—8）
- ⑥ 会社履歴書又はこれに類する書類

(2) 提出部数

各2部とする。（委任状（別紙—2）は1部）

2 総合評価に関する書類

(1) 提出書類

- ① 技術提案書（別紙—4）
- ② 評価基準票（提案書項番号を記載したもの）
- ③ 下記のア～エの書類について、該当する場合は当該書類（写）
 - ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
 - エ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
 - オ 従業員への賃上げ計画の表明書（別紙—9、別紙—10）

(2) 提出部数

各 7 部（正 1 部、副 6 部）とする

なお、正は社名・団体名入りとし、副は社名・団体名抜きとすること。

3 提出先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20 階
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

4 提出期限

令和 7 年 5 月 2 0 日（火）17 時 00 分 必着

※ 簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。また、封筒の宛名面に「児児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式応募」と朱書きにより明記すること。

※ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しないので注意すること。

5 留意点

- ・用紙サイズは A 4 両面を基本としてください。
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。ただし、過度な資料の添付は避けてください。
- ・採択された場合は、本事業計画書に従い事業を実施していただくことになりますので、実現可能な内容としてください。
- ・採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。
- ・様式中の斜字体は記載内容の説明であるため、提出時には削除してください。

(様式 1)

番号等
年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

団体・代表者名

「児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業
業務一式」技術提案書の提出について

下記の業務について、技術提案書を提出致します。なお、本書の記載事項は、
事実と相違ないことを誓約致します。

団体・代表者 ○○○○

所在地 ○○○○

連絡先 所 属
役 職
氏 名
所在地

T E L △△－△△△△－△△△△ (代表) 内線△△△△

F A X △△－△△△△－△△△△

e-mail * * * * @ * * * * * * *

(様式2)

児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式 計画書

1. 事業実施体制について
(1) 組織図(組織図等の添付でも可)及び当該事業の主たる担当者 事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門が分かるように、組織図を示してください。 担当者は氏名、役職、経歴など、担当者としてふさわしいと考える理由を記載してください。
(2) 当該業務で知り得た情報を取り扱う可能性のある担当者 氏名、所属・役職等について記入してください。
(3) 実施体制(体制図等の添付でも可) (1)の担当者を含め、当該事業を担当する職員や業務分担が分かるように、体制図、などを示してください。
(4) 情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)の提出 資料を添付してください。
2. 具体的な企画・調査・分析等の方法について
(1) 企画・調査・分析について 適切な実施とともに、こども家庭庁担当課等の意見に基づき、柔軟に対応できる工夫についても記載してください。
(2) データベースの統合について 過去データとの統合等における工夫について記載してください。
(3) 印刷・発送について 適切な実施のための方法について記載してください。
3. 過去の実績について
過去にこども家庭福祉行政に関する調査研究を実施している場合、その内容をもれなく記載してください。また、過去に統計処理を伴う調査研究を実施している場合、その内容について記載してください。また必要に応じて参考資料を添付してください。

※別紙で事業全体のスケジュールも作成してください。(A4で1枚程度、様式任意。)

ただし、実際の事業スケジュールは、選定後にこども家庭庁との協議も踏まえ調整しな

がら進めていくことになります。

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

以下、(ア)～(ウ)の認定の有無、(エ)の届出の有無について記入してください。
また、認定を受けている、もしくは届け出をしている場合は、認定等を証する書類の写しを添付してください。

(ア) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）について該当する項目にチェックをつけてください。

☐ プラチナえるぼし ※1
☐ 3段階目（認定基準5つ全て○）※2
☐ 2段階目（認定基準5つのうち3～4つ○）※2
☐ 1段階目（認定基準5つのうち1～2つ○）※2
☐ 計画期間が満了していない行動計画を策定している ※3
☐ 該当しない

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。
- ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

(イ) 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）について該当する項目にチェックをつけてください。

☐ プラチナくるみん
☐ くるみん（令和4年4月1日以降の基準）
☐ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）
☐ トライくるみん
☐ くるみん（平成29年3月31日までの基準）
☐ 該当しない

(ウ) 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）について該当する項目にチェックをつけてください。

☐ 認定あり	☐ 認定なし
-------------------------------	-------------------------------

(エ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届について該当する項目にチェックをつけてください。 ※3

☐ 届出あり	☐ 届出なし
-------------------------------	-------------------------------

委 託 契 約 書

児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式（以下「委託事業」という。）を実施するため、委託者 支出負担行為担当官こども家庭庁支援局長 ※※※※ を甲とし、受託者 ※※※※ を乙として、次の条項により契約を締結する。

（仕様書の遵守）

第1条 乙は、別紙「児童相談所業務におけるA Iの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式」に基づき、委託事業を行うものとする。

（誠実履行）

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

（再委託及び履行体制）

第3条 乙は、甲より受託した委託事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう）を含む）に再委託してはならない。

2 乙は、甲より受託した事業の履行を確保するため受託事業の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 乙は、再委託先を変更する場合、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

6 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所又は所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

7 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所又は所在地の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

8 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（契約金額等）

第4条 甲は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 この契約に係る契約保証金は免除とする。

4 甲が支払うべき額を確定した後、乙は、官署支出官こども家庭庁参事官（会計担当）（以下「官署支出官」という。）に精算払請求書を提出するものとする。この場合において、官署支出官は、乙から適法な精算払請求書を受理してから30日以内にその支払を行わなければならない。

（遅延利息）

第5条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前条第4項に定める期間内に支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

（秘密の保持及び公表の禁止）

第7条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

2 乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を受けないで、これを公表してはならないものとする。

（財産の管理）

第8条 乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙は、委託事業を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めたものを甲に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事業の目的の範囲内で行うものとする。

3 乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承認無しに第三者（第3条第2項に規定する再委託の相手先を含む。）に提供してはならない。第三者に提供する場合には、契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するも

のとする。

- 4 乙は、個人情報記録された資料等を、甲の承認無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この委託事業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約を解除し、委託費の全部又は一部を支払わないことができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第7条第1項および第2項の規定に違反したとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除したとき、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

5 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除し、委託費の全部又は一部を支払わないことができる。

(委託費と他の経費の区別)

第11条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5年間整理保管するものとする。

(業務完了報告書の提出)

第12条 乙は、業務終了後、直ちに様式5に定める業務完了報告書を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査の時期)

第13条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内、又は、令和8年3月31日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合は、これに立会わなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第14条 乙は、委託事業の終了した日から起算して1か月を経過した日（第10条の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から起算して1か月を経過した日）又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、様式6による事業実績報告

書を作成し、甲に提出するものとする。

(契約期間)

第 15 条 この委託事業の委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(事故報告書の提出)

第 16 条 乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は委託事業の遂行に重大な支障を来たし、若しくは来たすおそれのある事故等が発生した場合には、速やかに甲に対し、様式 7 による事故報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲が同令第 40 条第 3 項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条

の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が内閣府の所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（内閣府所管法令違反に係る報告）

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管法令違反により行政処分を

受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(内閣府所管法令違反に係る解除)

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、内閣府所管法令違反に関する自己申告書 に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(内閣府所管法令違反に係る違約金)

第 22 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為及び内閣府所管法令違反に係る違約金の遅延利息)

第 23 条 乙が第 19 条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 24 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 10 条第 1 項、同条第 5 項、第 24 条、第 25 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 10 条第 1 項、同条第 5 項、第 24 条、第 25 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(存続条項)

第 30 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 19 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条、本条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及

び第 34 条はなお有効に存続するものとする。

(監査)

第 31 条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第 1 項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策がこども家庭庁の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第 3 項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第 32 条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

(1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

(2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

3 第 1 項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

4 前 3 項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。

6 乙は、第 1 項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。

7 第 1 項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。

8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約履行後における乙の義務等)

第33条 前2条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(契約書の解釈及び紛争の解決方法)

第34条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング 20 階

支出負担行為担当官

こども家庭庁支援局長 吉住啓作

乙

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

名 称
代表者氏名

児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
再委託に係る承認申請書

契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

名 称
代表者氏名

児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
再委託に係る変更承認申請書

契約書第 3 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額

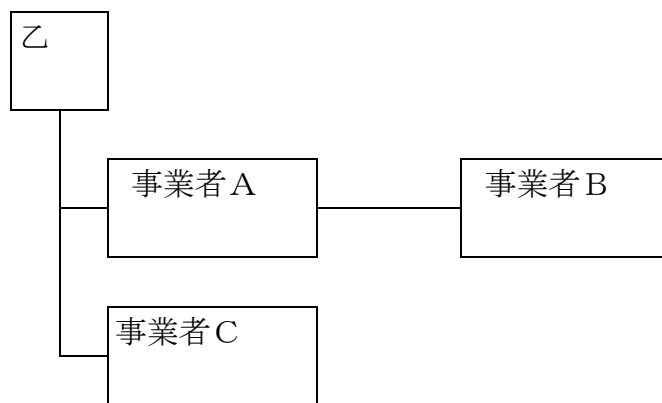
履 行 体 制 図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すこと。

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

名 称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第3条第7項の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

令和 年 月 日

検査職員

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

〇〇 〇〇殿

(住所)

(氏名)

業務完了報告書

契約件名 児童相談所業務におけるA I の技術開発の在り方に関する
検討事業業務一式

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、本件契約書
第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 業務完了報告書（別紙）

児童相談所業務におけるＡＩの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
業務完了報告書

1 事業概要

2 業務実施期間

3 納品物件

4 再委託について

(注) 実施した委託事業の内容は、上記の内容を基本として、適宜作成すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

名 称
代表者氏名

児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業実績報告書（別紙（1））
- 2 委託費支出額内訳書（別紙（2））

別紙（１）

児童相談所業務におけるＡＩの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の 事業実績報告書

１ 事業概要

２ 業務実施期間

３ 納品物件

４ 再委託について

（注）実施した委託事業の内容は、上記の内容を基本として、適宜作成すること。

児童相談所業務におけるＡＩの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
委託費支出額内訳書

(単位：円)

区 分	所 要 額			算 出 内 訳
	員 数	単 価	金 額	
諸 謝 金				
旅 費				
人 件 費				
消 耗 品 費				
印刷製本費				
借料及び損料				
会 議 費				
通信運搬費				
委 託 費				
小 計				
消 費 税及び 地方消費税				小計×10／100
計				

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

名 称
代表者氏名

児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式の
事故報告書

標記の委託事業について事故が生じたので、契約書第 16 条の規定により下記
のとおり報告いたします。

記

- 1 受託年月日及び金額
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に係る金額
- 4 事故に対してとった措置
- 5 事業の遂行と完了日の予定
- 6 事故が事業に及ぼす影響

誓 約 書

口私

口当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、
異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、内閣府所管関連法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記 1 から 4 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在内閣府から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において、指名停止措置を受ける見込み也没有ありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には、速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住 所
商 号
代表者

(大企業用)

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすること
を表明いたします。
（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
商号又は名称
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすること
を表明いたします。
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
商号又は名称 ○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、
代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
商号又は名称 ○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。